平成２３年（フ）第２６号
兵庫県丹波市春日町平松472番地３
債務者　安永　尚美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
鹿児島県鹿屋市川西町4725番地６
債務者　坂元　清子（旧姓鵜瀬）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
神奈川県横須賀市久里浜６丁目５番Ｂ―21号、申立時の住所神奈川県横須賀市長沢３丁目１番10―14号
債務者　篠崎　貞雄
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第６２号
神奈川県横須賀市馬堀海岸３丁目７番13号
債務者　花崎　勝彦
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第６６号
神奈川県逗子市桜山７丁目２番３号
債務者　松本　秀一
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第６９号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目56番１号　先田荘
債務者　樽見　市正
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第７０号
神奈川県横須賀市佐野町１丁目２番地
債務者　三須　直美
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第８６号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番10―1004号
債務者　前田　茂樹
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１３６号
沖縄県那覇市長田２丁目24番37号宮里荘201
債務者　金城　宏幸
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１３７号
沖縄県浦添市宮城６丁目14番６号１Ｆ
債務者　宮城　聡子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第７５号
熊本市南高江６丁目９番21号
債務者　杉邑　濱子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１４９号
熊本市植木町滴水313番地３
債務者　西島　信彦
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１７０号
熊本市本山１丁目３番３号
債務者　花田　満明
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１７１号
熊本市本山１丁目３番３号
債務者　花田　満男
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２４３号
札幌市北区屯田６条２丁目４番４号
債務者　吉泉　亜弥
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８３号
札幌市北区屯田６条２丁目４番４号
債務者　吉泉　恭子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７９号
札幌市西区山の手４条６丁目２番39号
債務者　麻生　　誠
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８０号
札幌市西区山の手４条６丁目２番39号
債務者　麻生　祐子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部